

4. 特別支援教育の実施に係る条件整備等について

学級編制及び教職員配置(公立学校)

(1) 学級編制の標準

小・中学校	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none">・ 通常の学級：40人 (小学校1年生35人)・ 特別支援学級：8人 (特別の事情がある場合を除き、 障害の種類ごとに編制。)	<ul style="list-style-type: none">・ 単一障害の児童生徒で編制する学級 ：6人・ 重複障害の児童生徒で編制する学級 ：3人 (特別の事情がある場合を除き、障害の種類 ごとに編制。)

上記学級編制の標準に基づく学級数(特別支援学級も通常の学級と同じ扱いとなっている)に応じて教職員定数の標準を算定する。

また、特別支援学校については、以下のような加算を行う。

①教育相談担当教員：学校規模に応じて1～3人

②自立活動担当教員：障害種に応じて最低4人

学級規模に応じてさらに1～3人を加算

③寄宿舎指導員：寄宿舎を置く場合、最低12人

(2) 教職員の加配措置

児童生徒が通常の学級に在籍しつつ、週に1～8時間程度「通級による指導」が行われる場合への対応や、特別支援学校のセンター的機能(※)の充実のための加配措置が講じられている。

(※) 特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされている。

⇒ 平成24年度にはこれら特別支援教育への対応のための加配として5,341人を措置。

平成25年度概算要求においては、600人の定数改善を計上。

【参考】教員一人当たりの児童生徒数（平成23年度）

小・中学校 16.4人

特別支援学校（幼・小・中・高） 1.7人

（3）教職員給与費の負担

公立の小・中学校及び特別支援学校小・中学部の教職員に係る給与費については、3分の1の国庫負担、3分の2の地方交付税措置（都道府県負担）が行われている。

（特別支援学校高等部の教職員に係る給与費については、全額地方交付税措置。）

学校施設の整備

○ 義務教育諸学校等（公立小・中学校、特別支援学校等）の建物の新築又は増築事業に対して、国は事業費の1/2を国庫補助。

なお、改築・改造等の事業については平成18年度から交付金化されたところ。

＜小・中学校＞

学級数等を基礎として、国庫補助対象経費が算定される。（特別支援学級も算定に含まれる。）

＜特別支援学校＞

学級数等を基礎として、障害の種類ごとに定められた基準に基づき、国庫補助対象経費が算定される。

- 公立の義務教育諸学校等の施設整備に係る予算額は以下のとおり（特別支援学校に係る金額は特定できない）。

【25年度概算要求額】	301,701 百万円
【24年度予算額】	124,581 百万円

教材の整備

- 義務教育諸学校における新たな教材整備計画に基づき、単年度措置額として約800億円を措置（小学校：約500億円、中学校：約260億円、特別支援学校：約40億円）。
- また、新たな教材整備指針においては、小・中学校にかかる教材に、特別支援教育に必要な教材の例示がなされている（知的障害のある児童生徒のための運動学習用教材、自閉症の児童生徒のための視知覚学習教材など）。

教科書の無償給与

- 義務教育諸学校（小・中学校、特別支援学校の小・中学部等）に在籍する児童生徒が使用する教科書を無償給与するため、国が教科書発行者から教科書を直接購入し、児童・生徒に給与している。
- 義務教育諸学校全体に係る予算額は以下のとおり（小・中学校の通常の学級に係る金額は特定できない）。

【25年度概算要求額】	41,357 百万円
【24年度予算額】	41,243 百万円

就学奨励

- 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情を

踏まえ、これらの学校に就学する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品等の就学に必要な経費を援助。

○ 予算額は以下のとおり。

【25年度概算要求額】 8,188百万円（※）

【24年度予算額】 7,844百万円

（※）平成25年度概算要求より、通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒も支給対象として計上。

小・中学校等における体制整備

○ 「特別支援教育総合推進事業」により、発達障害を含め障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、各地域や学校における乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を図っている。具体的には、事業を実施する都道府県において推進地域を指定し、①校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画・個別の指導計画の策定等の推進、②各種教員研修の実施、③巡回相談の実施や専門家チームの設置等しているところ。

なお、「特別支援教育総合推進事業」のうち「特別支援教育の体制整備の推進」に係る内容については、平成24年度より補助金化した（補助率1／3）。

○ 本事業の予算額は以下のとおり。

【25年度概算要求額】 67百万円

（特別支援教育就学奨励費補助金のうち）

【24年度予算額】 67百万円

（特別支援教育就学奨励費補助金のうち）

○ 平成25年度概算要求においては、「インクルーシブ教育システム構築事業」（概算要求額1,050百万円）を新規に要求している。同事業においては、

・ 早期からの教育相談・支援体制の充実

- ・ 幼・小・中・高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究
- ・ 高等学校の特別支援教育の充実
- ・ インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備
- ・ 合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催
- ・ 医療的ケアのための看護師の配置
- ・ 就学奨励費の支給対象の拡大

を行うこととしている。

- 特別支援教育支援員の配置に係る経費について、平成19年度から地方財政措置されている。

【平成24年度措置状況】

- ・ 幼稚園（平成21年度から） 約4,500人
- ・ 小・中学校（平成19年度から） 約36,500人
- ・ 高等学校（平成23年度から） 約500人

- このほか、特別支援学校の介助職員等の配置のため、地方交付税が措置されている。

5. 「障害のある子どものための地域における相談支援ガイドライン（試案）」の内容について

1 全体の概要

各地方自治体における関係部局・機関の連携体制の構築、相談・支援のための具体的方策、連携の際の留意事項などについて、具体的な事例を盛り込みながらまとめている。

2 一貫した相談・支援のための体制づくり

地域における一貫した相談・支援のための連携が円滑に行われるようにするための環境整備として、都道府県や支援地域レベルにおけるネットワークの構築や、相談・支援のための全体計画の作成の必要性について述べている。

3 一貫した相談・支援のための連携方策

地域において一貫した相談・支援を行うための具体的な連携方策の例（「相談支援チーム」の設置、「相談支援手帳（ファイル）」の作成、専門家による巡回相談、「個別の支援計画」の策定、情報提供等）並びに個人情報等の留意事項について紹介している。

4 参考資料

体制整備のための施策を検討する上での参考資料として、発見や相談・支援にかかわる主な制度や機関、関係法令・通知等を巻末に添付している。

<参考>

本ガイドラインは以下のURLに掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021.htm

6. インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実等

(前年度予算額 8,129百万円)
平成25年度要求額 9,435百万円

1. 要旨

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮の充実、教職員定数や施設整備等の基礎的環境整備の充実等により、特別支援教育を推進する。

2. 内容

(1) インクルーシブ教育システム構築事業 1,050百万円(新規)

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼・小・中・高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校の整備、高等学校の特別支援教育の充実、就学奨励費の支給対象の拡大、医療的ケアのための看護師配置、インクルーシブ教育システムに関するデータベース構築、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。

- ・早期からの教育相談・支援体制の構築 18地域
- ・インクルーシブ教育システム構築モデルスクール 48校
- ・インクルーシブ教育システム構築モデル地域(交流及び共同学習の活用) 24地域
- ・インクルーシブ教育システム構築モデル地域(スクールクラスターの活用) 6地域
- ・外部人材を加えたセンター的機能の強化 12地域
- ・地域ごとの特別支援学校ネットワーク構築 18地域
- ・就学奨励費の通常の学級への支給対象拡大 2,767人
- ・医療的ケアのための看護師の配置 329人
- ・インクルーシブ教育システム構築データベース構築
- ・合理的配慮普及啓発セミナー開催

〈関連施策〉

- ・教職員定数の改善(通級指導など特別支援教育の充実 600人の定数改善増)
【5年計画(H25~H29)の改善総数2,900人の初年度分】
- ・学校施設整備(公立学校のバリアフリー化) など

(2) 発達障害に関する教職員の専門性向上事業 106百万円(新規)

発達障害のある児童生徒への支援にあたり、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するための事業を実施する。

- ・発達障害理解推進拠点事業 18地域
- ・発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

(3) 特別支援教育就学奨励費負担等 8,100百万円(7,844百万円)

特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する。

- ・特別支援学校の在籍者数の増 131,058人 → 136,186人(3.9%増)

(4) 教科用特定図書等普及推進事業 109百万円(120百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるよう、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及や、ボランティア団体等にとって使い勝手のよい教科書デジタルデータの提供など、教科用特定図書等の普及促進等を図る。

等

7. 副次的な籍について

東京都

(名称) 副籍

(定義)

・都立特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍をもち、直接交流(※1)や間接交流(※2)を通じて、居住地とのつながりの維持・継続を図る制度。

※1：小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等

※2：学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供等

(目的)

- ・乳幼児期及び卒業後は地域サービスを受けるなど居住地とのつながりがあるが、学齢期でも地域とのつながりを維持・継続することが必要であり、そのための一方策。
- ・両校在籍者の他、教員や保護者への障害理解や相互理解が深まる。

(対象)

- ・原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員。
- ・直接交流は、
 - ①特別支援学校小・中学部在籍者のうち、校長、保護者、主治医等が協議し実施可能と判断し、
 - ②地域指定校と協議し校長の了解が得られ、
 - ③交流に関わる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者

(教育課程上の位置付け)

- ・「個別の指導計画」に基づく。
- ・「特別活動」又は「各教科等を合わせた指導」への位置付け。

(付添い)

- ・直接交流は保護者の付添いが原則。

(実施率)

- ・平成19年度 29.4% (小・中学部)
- ・平成20年度 39.9% (小・中学部)
- ・平成21年度 38.0% (小・中学部)

埼 玉 県

(名称) 支援籍

(定義)

- ・ ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。

(目的)

- ・ 障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。
- ・ 障害のある子どもは、「社会で自立できる自信と力」を育む。特に特別支援学校に在籍する子どもは、地域との関係を深める。

(対象)

- ・ 特別支援学校在籍者に限らず、小・中学校在籍者で障害により特別な支援を要する者も可能。
- ・ 保護者の申し出を受け、校内で対象者を調整の上、先方の学校との間で支援籍実施校連絡会議（両校の校長・コーディネーターによる）等の打合せを経て、支援籍取得が決定される。

(教育課程上の位置付け)

- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき在籍校の教育的支援を補完。
- ・ 児童生徒のニーズに応じて「特別活動」「自立活動」「教科学習」等へ位置付け。

(付添い)

- ・ 支援籍学習に係る通学においても在籍校の学校管理下として取り扱う。付き添いが必要なケースが多いことから、安全上の配慮をしつつ、可能な限り福祉制度やボランティアの活用が図れるよう支援し保護者負担の軽減に配慮。

(実施率)

- ・ 小・中学部：13.7% （実施した市町村の割合：95.3%）
- ・ 一人当たり平均回数：3.21回 【平成21年度】
- ・ 実施した特別支援学校の割合：96.7%

横 浜 市

(名称) 副学籍

(定義)

- ・ ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組み。
- ・ 直接交流のみを対象とする。

(目的)

- ・ 共に学び育つことができる体制づくりを進め仲間意識を育てる。
- ・ 障害のある子どもは、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深める。
- ・ 障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。

(対象)

- ・ 市立特別支援学校小・中学部在籍者のうち、居住地の市立小・中学校における交流教育の実施を保護者が希望する者。

(教育課程上の位置付け)

- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。
- ・ 在籍校の教育課程に位置付ける。

(付添い)

- ・ 副学籍校への登下校は保護者の責任。
- ・ 副学籍校内における指導は在籍校教員が実施するのが原則。在籍校教員ができない場合には保護者が付き添う。ただし、状態によっては教育上の見地から、両校及び保護者の了解のもと、副学籍校内での付添いを行わないことも認められる。

(実施率)

- ・ 小学部：42%、中学部：8%【H22.8.1】
- ・ 直接交流のみ

出典：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）参考資料25より抜粋

公的機関の障害者雇用状況

- 民間企業に率先垂範する立場にも関わらず、**都道府県教育委員会に未達成機関**が多数。

		法定雇用率 (※)	実雇用率	雇用率達成割合 (%)
国		2.1	2.24	100 (39 / 39機関)
	厚生労働省	//	2.49	—
都道府県	知事部局	2.1	2.43	100 (47 / 47)
	その他の機関		2.23	86.4 (95 / 110)
市町村		2.1	2.23	83.7 (1,970 / 2,353)
教育委員会	都道府県	2.0	1.75	29.8 (14 / 47)
	市町村		1.86	87.0 (80 / 92)

※ 平成25年4月1日から、国・都道府県・市町村は2.3%、教育委員会は2.2%に改正

